

大分県オフィス改革推進事業委託業務 審査基準

1 業務委託候補者決定方法

大分県オフィス改革推進事業委託業務公募型プロポーザル募集要項2（5）の契約限度額の範囲内の価格を見積り、かつ審査委員会が評価項目ごとに定めた審査基準をもとに採点した結果、最も評価点の高い1者を業務委託候補者とする。ただし、各審査員の評価点の合計が総得点の6割に達しない場合は、業務委託候補者とししない。

なお、最高点を獲得した者が複数ある場合は、審査委員の採決により決定する。

（1） 企画提案の採点

別添大分県オフィス改革推進事業委託業務提案書審査基準表により、各提案者の提出書類及びプレゼンテーションの内容を採点する。

採点については、次のとおり5段階評価とする。

| 採点 | 評価 | 得点 |
|----|----------|-------------|
| ① | 極めて優れている | 配点の100%を与える |
| ② | 優れている | 配点の80%を与える |
| ③ | 普通 | 配点の60%を与える |
| ④ | やや不十分 | 配点の40%を与える |
| ⑤ | 不十分 | 配点の20%を与える |

（2） 提案者が1者の場合

提案者が1者の場合は、各審査委員の評価点の合計が総得点の6割以上である場合は、業務委託候補者とする。

2 審査基準表

別紙のとおり